

淀川水系流域委員会殿

「異常渇水シミュレーション」について私達は河川管理者に下記の質問と要請を行いました。貴委員会においてもこの問題について充分なご審議をお願い致します。

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

。。。。

国土交通省近畿地方整備局殿

「異常渇水シミュレーション」についての質問と要請

平成19年10月3日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

【質問1】

平成19年9月26日の第63回委員会「審議資料2-4」No.3に「琵琶湖水位変化図」が示されていますが、これが前回示されたシミュレーション（平成17年9月24日・第46回委員会「審議資料2-1」p、1（下段））と異なります。

即ち、3種類のシミュレーションの内、琵琶湖水位低下が最も少ないケース（取水制限+維持流量放流制限+節水）の最低水位が前回はBSL-1.59mであったのに対し、今回はBSL-1.67mとなっています。その理由をお示し下さい。

【質問2】

このシミュレーションの対象である昭和14年～16年渇水は通常の渇水ではなく、過去100年近い淀川水系観測史上、最大の渇水であり、云わば人の一生に一度あるかどうかの“非常事態”ですから、琵琶湖水位が「利用低水位」（BSL-1.50m）を切るとするならば、このような時こそ琵琶湖開発で対応済みの「補償対策水位」（BSL-2.00m）を適用すべきとの考えがありますが、貴局の見解は次のどれに当るのでしょうか。念のためお尋ねします。

- 1) 補償対策水位を適用すべき
- 2) 補償対策水位を適用すべきではない
- 3) 利用低水位に至るまでに上下流が精一杯の対応をした後であれば止むを得ない
- 4) その他（←この場合はご見解を詳述願います）

。。。。

【要請】

前問で2)、3) または4) と回答された場合については以下の通り要請します。

記録的だった平成6年渇水においても琵琶湖水位は BSL-1.23m で下げ止まったのですから、利用低水位を下回るような渇水が生起したとすれば、それは正に「非常渇水」と呼ぶべきであり、この場合の犠牲・負担を琵琶湖や滋賀県にだけ押し付けることは許されず、淀川下流の住民・企業・自治体こぞって精一杯の対応を行うべきことは言うまでもありません。従って渇水シミュレーションの「検討条件」には一定の厳しさが要求されますが、この観点から貴局のシミュレーションを見た時、淀川下流における「取水制限」と「維持流量放流制限」が“甘い”と言わざるを得ません。

※ この点についての詳細は下記の意見書をご覧ください。

a) 取水制限が“甘い”件

1) 当会意見書：「整備局「渇水シミュレーション」は作為の産物」

意見書No.545 意見書受取日 04/12/17

2) 佐川克弘氏意見書：「どうしても疑問が残るS14渇水シミュレーション」

意見書No.546 意見書受取日 04/12/17

b) 維持流量放流制限（維持流量カット）が“甘い”件

1) 当会意見書：「4ヶ月続いた大川維持流量20m³/s カット（昭和59年～60年渇水）」

意見書No.671 意見書受取日 05/11/28

そこでこの際、貴局に下記の検討条件で再度シミュレーションを行うことを要請します。

（但し、1～4は貴局従前シミュレーションと同じ）

（検討条件）

- 1、河川流況は既往最大渇水である昭和14年～16年
- 2、水資源開発施設は現況既存施設
- 3、上水取水量は平成13年の実績取水量（月別平均値）
- 4、農水取水量は現況水利権量の1/2

5、上水・工水の取水制限

琵琶湖水位 BSL-90cm ～ -110cm 20%

BSL-110cm 以下 30%

※「30%」と云っても実質は6～11%程度に過ぎないことは、前掲意見書No.545で述べている通り。季節も秋から冬で比較的節水し易い

6、農水の取水制限

S14年8月16日～9月15日

現況水利権量の1/2に制限＝（前掲4）に同じ（灌漑期）

S14年9月16日～15年1月

